

## 千葉市いきいきプラザ カラオケ機器レンタル契約仕様書

- 1 リース期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日（10ヶ月）
- 2 納品日 令和8年6月1日
- 3 使用の本拠地・納品場所
  - (1) 千葉中央いきいきプラザ 千葉市中央区松ヶ丘町257-1
  - (2) 千葉市花見川いきいきプラザ 千葉市花見川区三角町750
  - (3) 千葉市稲毛いきいきプラザ 千葉市稲毛区稲毛東6-19-1
  - (4) 千葉市若葉いきいきプラザ 千葉市若葉区北谷津町333-2
  - (5) 千葉市緑いきいきプラザ 千葉市緑区誉田町2-15-65
  - (6) 千葉市美浜いきいきプラザ 千葉市美浜区高洲3-5-6
  - (7) 千葉市花見川いきいきセンター 千葉市花見川区花見川9-1
- 4 台数及び仕様・付属品等  
スピーカー付きラック型カラオケ機一式  
・コマンド（アンプ機能含む）  
・スピーカー（ラック内蔵）  
・通信式カラオケ受信機器一式  
・赤外線ワイヤレスマイク2本及び充電器等  
・外部映像出力については、HDMI端子のものを採用すること  
・楽曲は10万曲以上  
・その他、必要とされる機器及び作業料  
※ 3の（7）を除く6か所については、外部スピーカー1式。また、同施設における音響機器への接続作業も実施すること。なお、移動して利用する想定であるため、接続作業については、各施設の職員に説明を行うこと。
- 5 支払方法
  - (1) 年2回払い 10月、3月
  - (2) 支払期日 請負業者から請求書受理後30日以内
  - (3) 支払方法 請負業者指定口座へ振込する振込手数料は発注者の負担とする
- 6 入札金額 契約期間内におけるカラオケ機器レンタル契約金額総額を入札金額として記入すること。
- 7 その他
  - (1) 故障等があった場合は物件の交換等を行うこと
  - (2) 令和9年度～令和12年度の契約については、令和8年度の本契約の契約者と随意契約を予定している。  
但し、随意契約を必ずしも保証するものではなく、当協議会の事情（予算、組織、制度、社会情勢等）により契約方法を予告なしに変更（入札等）する場合がある。その場合、いかなる責も当協議会は負わない。
  - (3) 本契約により発生する関係法令の手続き等は請負業者にて完了すること。
  - (4) 経年劣化及び通常使用による破損については免責とする。
  - (5) 本仕様書に定めのない事項等については、双方で協議し対処するものとする。